

平成30年第10回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成30年10月22日（月）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 平成30年10月22日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第58号 事業計画変更承認申請について
日程第 3 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第62号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第63号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第64号 農用地利用配分計画原案の諮問について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	沖田 良次	○	5	田槇 憲司	○	9	村上 一夫	○
2	田中 秀之	○	6	上田 隆司	○	10	光永 直義	○
3	津田 義則	欠	7	富田伊久夫	○	11	水重 克幸	○
4	信川 進吾	欠	8	桑原 博	○	12	秋國 満	○

事務局 出席 沢田 純子事務局長
森田 修事務局長補佐

総会開始 午後1時30分

総会時間 2時間15分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 それでは、ただいまより平成30年第10回安芸高田市農業委員会を開催いたします。

本日の総会に3番 津田委員、4番 信川委員、2名の欠席の申し出がありました。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第10

回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は規定により議長において行います。7番 富田伊久夫委員、8番 桑原 博委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第58号 事業計画変更承認申請についての説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で、説明を終わります。これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

事業者の変更ということで、質疑はありませんね。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第58号 事業計画変更承認申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。

全員挙手、賛成であります。

よって、議案第58号 事業計画変更承認申請については、申請どおり許可することに決しました。

ここで、議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時33分 休憩

午後1時33分 再開

○職務代理 早速ですが、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第3 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○職務代理 はい、ありがとうございました。

続いて、担当委員の調査報告を行います。

なお、受付番号57、58号については、村上委員さんの案件になりますので、後にさせていただきます。

まず最初に、受付番号56号について、11番 水重委員さんお願いします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号56号について報告いたします。

10月10日、農業委員2名、推進委員7名、事務局で現地を確認いたしました。別図59

ー56をごらんください。申請地は県道●●●●線●●●●から●●●●に入り、200メートル先を左に700メートル入ったところに位置しております。申請地は、現在、耕作されていませんが、果樹、野菜等を作付する計画で譲り受ける申請になっております。農地として利用するため、周辺農地には支障のないことを確認しております。

以上、報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、受付番号59号について、9番 村上委員さんお願いします。

○村上委員 9番 村上でございます。受付番号59号について、10月10日、水曜日、最適化推進委員7名と農業委員2名、事務局とで現地調査をいたしましたので報告いたします。

別図59-59をごらんください。場所は吉田町●●で、●●●●●●●●●●の西側に国道54号線から向原に越す道路ができつつありますが、それを挟んで●●に点在した丸で囲んだ3カ所の農地であります。一部は●●●●の東側に隣接したものがありますが、田7筆を娘さんに生前贈与するために申請された案件です。適切に管理されており、何ら問題はないというふうに思われます。なお、詳細については調査書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、受付番号60号について、5番 田植委員さんお願いします。

○田植委員 5番 田植です。受付番号60番について報告します。

確認は、10月15日、10時から事務局1名と農業委員2名、推進委員4名で現地を確認いたしました。現地は、向原町●●●●というところになります。別図59-60を参照にしてください。この図面の下側の図をちょっと公図を見ていただきたいんですが、59-60です。●●●●●●●●というのが●●●●さん宅、家です。その隣の●●●●●●●●●●というの、●●●●さんが所有している農地です。今回、所有権移転が発生したのは、その隣の申請地、これは畑です。今、資料には原野となっていたんですが、これ、実際、ブルーベリーなんかの作付をされておりました。周囲のほうはこういう状況であります。それで、調査したんですが、譲渡人の●●●●さん、●●歳は、現在、広島の●●●●に在住しておられるということです。あわせて高齢であることから、耕作が困難になりましたということです。今回、申請地の隣に住む●●●●さん、●●歳との間でこの所有権移転の形が整ったというものになります。●●●●さんは、現在、農業に従事しており下限面積も超え、さらには農業への意欲も感じ取られるというふうに思いました。さらに、周囲に悪影響を与えるものもなく、したがって今回の申請は妥当であるというふうに理解しております。

以上です。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑がないようでございますので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。全員の賛成でございます。

賛成多数。

よって、議案第59号、受付番号56、59、60号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

ここで、議事参与の制限により、●●委員さんが退席されますので、暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時44分 休憩

午後1時45分 再開

○職務代理 それでは休憩を閉じ、会議を開きます。

続いて担当委員の調査報告を行います。

受付番号57、58号について11番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号57、58について報告いたします。

10月10日、農業委員2名、推進委員7名、事務局で現地を確認いたしました。別図の59-57及び58をごらんください。2件は関連がありましたので、合わせて報告させていただきます。申請地は、そこに丸印で囲んだ赤のところであります。吉田町●●の●●●の●側、また、●●●の●側の辺に位置しております。下の図を見てください。一番上、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●を示してあるかと思えますけども、●●●●●●が●●さんという方の所有地。●●●●●●及び●が●●さんの所有地。●●●●●●が●●さんの所有地となっております。今回、それぞれ、お互い隣接した土地を売って交換することにより耕作を容易にするため、この申請に至っております。●●●●●●が●●さんですが、隣接している●●さんの土地●●●●●●と交換して耕作をするものであります。問題ないと思われております。また、引き続いて耕作するため、周辺農地に及ぼす影響は何らないと確認いたしました。

以上です。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑がないようでございます。質疑を終了し採決に入ります。

議案第59号、受付番号57、58号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。

全員賛成になります。賛成多数。よって、議案第59号、受付番号57、58号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

ここで、●●委員さんの入室のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時48分 休憩

午後1時48分 再開

○職務代理 それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

日程第4 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、担当委員さんの調査報告を行います。

受付番号45号について、6番 上田委員さん。

○上田委員 6番 上田でございます。受付番号45号について報告いたします。

10月10日、農業委員2名、推進委員3名、それと事務局で現地調査を行いました。場所ですが、八千代町●●の3差路のところにあります●●●●の●●がありますが、その裏の畑160㎡です。これは平成15年に申請人が家の新築をするため、申請地を進入路工事関係車両の駐車場として利用しましたが、建築後も駐車場として使用し、このたび4条申請をしていないことがわかり申請に至ったものです。別図60-45をごらんください。●●●●●●が県道の千代田浜田線でございまして、この真下の切れたところが54号線の3差路になります。それに●●●●●●が宅地になっておりますが、これが●●●●の●●でございまして、その裏の●●●●が●●●●の駐車場でございます。申請地はそこに書いてありますが、●●●●●●、160㎡。これが下のように駐車場が131㎡とわきに花壇が29㎡になっております。申請人の宅地はその裏の●●●●●●でございまして、その申請地の前は町道になっておりまして、周知はほとんど宅地でございますので、近隣のうちには影響は全くございません。始末書も出ておりますので、いたし方ないものと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、受付番号46号について、1番 沖田委員さんお願いします。

○沖田委員 1番 沖田です。受付番号45号について報告します。

10月15日に農業委員2名、推進委員2名、事務局1名で現地確認を行いました。これは営農型の太陽光発電設備が3年前に建設されておまして、このたび、その3年の年限が切れてまいります。現地へ行きましたら、別図見ていただきますと60-46、場所は甲田町の●●●●、●●●●●●のところを西へ100メートルぐらい入ったところになります。当地域は圃

場整備が進んでおりますが、この圃場は未整備田であります。3年前に営農型の発電所ができているのですが、その下へは赤しそがマルチをかけて4畝と。それから、青しそがマルチかけて1畝と栽培をされております。別図のほうの太陽光発電を見ていただきますと、この縦長い方向へ向けてしそが植えてあるということです。推進委員と農業委員、光永委員と一緒に現地を見たんですが、その時点でどうも判断がつかないというか、どのようにしていいか我々も悩みまして、後日、10月17日の朝8時半に農業委員会事務所へ私と光永委員で村上委員長も入ってもらって、事務局長の沢田さんと、そして、当人の●●さんに来ていただいて現況の聞き取りをいたしました。当初申請で上がっていたのは認定農業者ということで10年の申請が上がってたんですけども、現況を聞いてみますと、認定農業者の申請が養蜂農家で蜂を飼うということで申請が上がった。当人さんに確認しましたら、蜂に1回刺されて、蜂をつくることができなくなったということで、実質、認定農業者の用を満たしていないというのが現況であります。そういう中で、10年の申請が上がっておりましたので、それは現地点難しいのではないかとということで3年に短縮していただいて、きょうの総会へかけるというような案件になっています。これが営農型で特殊なので、皆さんの手元へ別紙で冊子になったものが届いていると思います。これをごらんいただければと思うんですが、当初申請されたものと、それからこれからの営農計画が書いてある。圃場は708㎡あるうちの328㎡へ太陽光ができていて、その下へしそが植えてあるというのが先ほど言いましたとおり。営農計画を見るとしそと書いてあって、収穫が9月で矢印で書いてあるようなことです。これは、このたびの申請になるんですけども、経緯を参考というところで2枚めくっていただきますと営農型発電設備に係る資料ということで経緯が書いてあります。平成27年11月2日時点の許可のことが出て、平成28年4月21日に状況報告。平成28年10月19日に設置報告。1年目については、施工がおくれたので、しその作付はできなかったということです。平成29年2月に2回目の報告、それから平成30年2月に3回目の報告ということで、このたび更新の申請になったという経緯でございます。そのような中で、その裏側を見ていただきますと、安芸高田市の一番下のほうを見ていただきますと、地域営農課におられた●●さんが、当時、営農用の発電のことについてのことを報告をされております。見ると、4番のところへ単収1270というのが書いてあって、これが基本となる営農計画でありました。その後、実績については、まためくっていただくようなんですが、4ページと書いてあるのがあるんですけども、後ろから2枚目のところを見ていただきますと、向原の●●さんがこの作付についてのコメントをされております。ここに書いてありますように、1年目はつくれなかったよということです。そして、その裏を見ていただきますと、また●●さんが書いていただいているんですが、初年度の作付をされたが、良く生産された。若い力で研究熱心で農業を守ってくれると思うというコメントをいただいて、一番最後のページについているのが、これは広島県が赤しその単収を調べたものです。このたびの申請書でこの平均単収もついてきてるんですが、見ていただきますと、下から

5つ目が単収100キロというのが出てます。これが資料として出ておるのが現況です。会長含めて光永委員さんともお話をしたんですが、本人さんが一生懸命つくりたいというのは言われておりました。実績として販売の実績はないんですが、そこら辺の実績報告と今後どうされるかははっきりしてくれないと、総会へも話をようせんよという話をいたしました。それで、当人さんから農協の向原支店の●●さんのお話を通じて、今後は産直市へ出荷したり自家消費でつくりたいのでよろしくお願ひしますということでメッセージが来ました。それで、営農型の太陽光発電というのは、なかなかケースが少ないんですが、耕運機でマルチをかけて、植えて、今生えているのが事実なんです。そういうことで、もう3年ほど様子を見ていったらどうだろうかという思いできょうは総会へかけさせていただきます。一部、県のほうの情報を聞いてみると、それもあのかなというような話らしいんですけども、そういうことで報告いたします。

以上です。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

それでは、続いて受付番号47号について、9番 村上委員さんお願ひいたします。

○村上委員 村上でございます。受付番号47号について、10月10日、水曜日に最適化推進委員7名と農業委員2名、事務局とで現地調査をいたしましたので報告いたします。

別図60-47ページをごらんください。場所は吉田町●●の●●●の大変大きなものを据えられたと有名になっておりますが、この場所は●●●●●番地がその●●の場所でありませう。その隣接地で、申請人の自宅へ入る道で、申請人や奥様も高齢で、自宅へ出入りが大変不便だということで、既存の道を拡張したく申請された案件でございます。ほかに隣接した農地はなく、申請地もコンクリートで路肩を整備されておられ、他の農地も何ら影響はないかというように思います。なお、詳細については、調査書のとおりであります。

以上で調査報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、受付番号48号について、2番 田中委員さんお願ひします。

○田中委員 2番 田中でございます。受付番号48号について、去る10月11日に推進委員1名、農業委員2名、事務局とで現地の調査をいたしました。その調査について御案内を申し上げます。

初めに、位置でございますが、別添の位置図60-48をごらんいただきますが、場所はちょうど高宮町●●というところでございますが、中国自動車道高宮バス停留所からさらに●●方向へ少し下がりますして、4差路を信号を渡りますが、左へとって入って●●●●●のほうまで少し下ります。そして、約300メートル余り下がったところを右の上のほうに上がってまいります。ちょうど申請地は●●●●●ということで御案内がされております。地目、畑でございます。ちょうど上の図でございますが、申請地の●●●●●、その地図で見ますと、

斜め左側が納屋、母屋というふうにつながっております。申請に至った経緯につきましては、整備田ではございますが、駐車場がないということからやむを得ずそこに設置をしたということとございまして、既に施工がされております。始末書も添付をされておりますが、これまでもう既に使っておるようでありますので、他者、あるいは他の農地への影響は見受けられないということから、この申請についてはやむを得ないというふうに判断をしました。

以上で報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

以上をもって調査報告を終わります。ここで質疑、意見に入ります。

質疑、意見はありますか。

先ほどの受付番号46号について、非常に判断が難しいなというふうなことだと思うんですが、特に第1種農地であるというふうなことの中で、営農型の分が今後いろんな形で積極的に頑張るといふこととございまして、もう3年間様子を見たらいいのではないかなという思いだと思うんですが、現在のところ作付は一応してあるということとございまして、そこらをあわせて皆さん質疑はございませんか。

○田植委員 ちょっと僕もね。理解は十分してないんですが、私もこういうのを一件経験したことがあって、いろいろ不安材料を抱えながら審議していただいた覚えがあるんですが、僕もきょう初めて見たもので、詳しいところ誤解しているところがあるかと思うんですが、まず作付、新規就農者ということですよ。しかしながら、そうは言っても3年は経験していると。農業に従事していると。この農業を3年間従事していた期間は何をやられていたのかということにまず第1点。

それで、1年から10年まで全部しそになってますよね。作付面積が3.38㎡。これに対して10年間ずっと1年に1作ですよ、これは。4月から9月まで。これは1作だと思うんですよ。作付、収穫が。こういう形で新規就農者がほかにも農業に従事してこれもプラスアルファでやれるものかようわからんですが、一見これで飯は食えないのではないかなというふうに僕は理解してるんですよ。その辺がね。ちょっと不安要素があちこち見えるんですが、結論的にこの10年を認める認めないときに、この10年これでいくという形で押すというのはどうかなというふうにも思えるんですよ。それなりの計画云々が、しっかりしたものがあればいいんですが、ちょっと僕そこまでは今見ただけで理解してないんですけども、それで、従事者がこれ何人か。これに従事する人の人数が。

○沖田委員 おりません。

○田植委員 いないんですか。じゃあ、1人ということ。よくわからんから判断するのも難しいんですが、一見、これをぱっと見させてもらって、新規就農者が今まで農業3年経験があるとはいえ、3.38㎡の面積で10年間しそをやる。これはね。ちょっと僕には理解しがたいところがある。感じるんですよ。それで本当にやっていけるならいいんだけど、ほかに農業を

やっておられてこれをプラスアルファでやるんならまだいいんだけども、これだけにとりかかって10年間これで飯食うというのはちょっと僕は理解できない。そんなところを不安を感じています。だから、これが許可できるできないという判断の前に、そういう不安要素が今の段階では僕は大きく感じてるというところですね。

○村上会長 16日に光永委員さん、沖田委員さん、3人で一応話を聞かせてもらったんですが、新規就農ではなしに認定農業者ということで10年で申請書を書いて出されていたので、これを書かれた時点では全く実績がないということなので、10年じゃ許可できないだろうと。県へ出しても、10年じゃだめですよということで、10年はお断りをさせていただきました。

○田槇委員 それは県の見解。

○村上会長 いや、県の見解ではなしに、地域営農課がこれからね。●●さんがシイタケにおいて新たに認定農業とりたいということで、今、さっき事務局からも話が出ましたが、養蜂で認定農業者でとっておられるんですよ。しそじゃなしに。しそは太陽光の下で何をつくるかという作物のときにしそを選ばれて作物を決められたのでね。認定農業者等は養蜂で蜂蜜をとるので認定農業を受けられた。今度は今後10年を継続したいという、担い手は10年とれるということなので、10年の申請をしておられたんですが、これもまだ地域営農課の話し合いの中で、今後、シイタケをつくって認定農業者として計画変更をしてやっていこうかというときにこれを出してこられた。10年の申請ということなので、まだ現段階では、これを県の農業会議に出しても恐らく蹴られるじやろうということで、3年ということで計画変更をしてもらって許可もらいましたよね。3年でええです。

○田槇委員 3年の許可出たん。

○村上会長 いやいや、話し合いの中で3年で申請してくれということ。今回ね。

○田槇委員 許可はしとらんという話。

○村上会長 今から皆さんでよかろうということで許可になるんですが、話し合いの中で3年に変更してもらったということで、3年の更新ということになれば、過去3年間でしそがどうだったかということが基本だろうと思うんです。この営農型太陽光を設置した場合においては、担当地区の農業委員さんは現地調査を毎月やりますが、現地調査のときに現地がどうかというのを確認しないといけないというのがあるんですね。この営農型の太陽光については。許可したらもうそのまま何も見んでもええ、ほっといてもええというものではない。許可してもらった●●さんは、毎年2月には前の年の状況がどうであったか。収量がどうだったか。品質はどうだったか。どれぐらいできたかというのを報告しなさいということになってるんです。それもお粗末ながら報告は事務局のほうへしてもらっております。ですが、1年目がさっきも説明があったように、6月に太陽光をつけたので、種まきは3月か4月にせないけんのでようやくとらんということで、2年目はやったができとらん。3年目が10キロできたとかいうふうなことですが、沖田委員さんもその農地の現地調査のときには、毎月10日前後の調査のときに

は行ってみていただいて、何とかやっておるような状態であるということだったんです。ということなので、3年で過去の実績はどうであれ、また今後もそれでしそを何とかやっていけるのではなからうかということで、これをきょうの総会へ上げようかということになったんです。ですが、●●さんにおいては会社役員ということで、実際には農業でやりよるんじやろうかということではあったんですが、この前も沖田委員さんが見えられたら、何か農業はたまにしておると。しそのところに行って管理をされておるということだったんです。収穫もしとるということなんです、使用目的というか販売目的はしっかりしてないので、そこら辺はどういう状況かまだわかっておりませんが、収穫はあったということです。千代田の●●●●あれなんかは年に6回ぐらいは最低収穫するんですね。しその実もふりかけなんかに入るのかな。そういうことなので使い道はいろいろあるんです。梅漬けに使うんだったら6月ごろかいな。梅ができたときにばさっと切って、それを干して使うのだと思う。使用目的というか販売先によっては収穫やいろんな仕方があるので、その辺をまだ今のところは研究じゃなからうかということに。営農型太陽光については、収穫したものをどこへ何ぼ売ってどういうふうにしたというのを報告せえというものが無いので、ただ収量と品質とをうたわれとるんですよ。それを毎年報告せえということで、そこら辺で非常に難しいのではあるんですが、県の農業会議の3年の更新じゃ、却下というか否決したことはないと思うんですが、そこら辺で下で確実に営農してもらえるとということがはっきりわかりさえすればどうかなと思うんです。事務局のほうの見解も聞いてみます。

○田槇委員 私、これ、前に同じような案件があったんですね。●●さんの件ですね。そのときにすったもんだこの総会においてもやったんですが、結局、計画書を出してもらおうような形の中で、一番強く最後に押したのは、注意してもらわないとならないよということは、要するに、毎年検査はあるけれども、結果が伴わなければ取り消しの形が整うよと。そういうこともあり得るよというのを僕は強く行ったような気がするんですよ。要するに、僕が担当した案件は、余りにも計画が不安定な状態にあったというふうにあったから総会にかけて、保留にさせてもらって、計画案をつくり直せというような形に持って行ってやったと思うんですけども、今3年ということを知ったので、僕は沖田委員にお願いしたいのは、3年という形が整ったとしても、場合によっては、あんたやる気あるの無いのと。取り消しの可能性もあるよということとははっきりと伝えておられるかもしれませんが、念を押しとく必要があるのではないかなというふうに僕は感じとります。どう考えても3年このしそだけで飯食うことはできない。これは、僕、断言する。できないですよ。そこのところが余りにも不安要素が多過ぎるから、賛成ですと素直に手を挙げるとするのがちょっと気が重いところがありますよね。だから、今大事なのは、●●さんに営農型というのは非常に難しいよ。条件は厳しいよというところが、これからのことも考えてしっかり念押ししていかないと。うちのほうでもちょっと話それますが、別件で、太陽光ならえんかというような話もあったんですよ。そのときに僕は自分の知っと

る知識を皆伝えたことなので、はあというようなことでおきるような形もあったんですよ。申請することもしないという。だから、その辺は沖田さんだけではなくて、我々農業委員としてそういったところは今後のことを思うと気をつけて進めなければならない案件であろうというふうに僕は理解していますね。まずこれではできないですよ。それは断言してもいい。

○沢田事務局長 ●●さん、ここの甲田町の土地以外に、向原の出身の方ですから向原にたくさん農地を持っておられて、今回、認定新規就農者ということで、養蜂でさっき言われたように3年たったんですよ。3年たってこの申請をされたときに、養蜂をやってないよというのがわかって、地域営農課のほうがあと2年あるから、あと2年で250万円の所得があるような計画を立ててみませんかというふうに今投げかけているところなんですよ。だから、ここのしただけではなくて、ほかの農地も合わせていろいろ。

○田植委員 それは、そうでないと・・・。

○沢田事務局長 で、それを農協さんとかに相談して、今、新たに認定を、養蜂ではなくて違うのでとる今準備をされているところなんですよ。

○田植委員 だから、その準備が整えて、結果がどうなるかというのは今からのことだからわからないし、不安要素もたくさん地域営農課としても抱えているのではないかなど。本当に250万円からの年間の所得がとれるのか。全部入れても。そんな中でこの営農型をやるほどの余力があるというか知識があるのか。ちょっと不安を感じ過ぎるよね。僕もこれ経験しただけにちょっとね。真剣に考えちゃうんだけど。

○村上会長 営農型太陽光の下で農業をしとるかどうかということなんですよ。許可するというのは、過去3年やって、次の3年を申請してきたんです。また延長してくれと。それで、下で農業してなかったらどうにもならない。これはもうやめてくれ。撤去してくれ言うんですが、何ぼかしかでもやっとするので、撤去してくれということができないし、今度新しい太陽光の設置をする場合は、撤去費用も中入れての申請なんですよ。これが申請したときにはまだ撤去費用も何も必要なかった。営農型太陽光については、簡単に撤去できるものにせえということになっておるんじやが、この人にこの間聞いたら、これ、簡単に撤去できます。スクリーでやっとするき言いよったんですが、50万円ぐらいで撤去できるだろうと思うと言いよったんですが、そのパネルもまたどこに持っていくかということもあろうし、全く営農せずに草ぼうぼうであれば、撤去してくれとかいうことができますが。

○田植委員 それは判断するとき、そのときの1年間の状況を見ながら判断しなければならないというのはあると思います。突然、水害が起こってしまったとか田んぼが作付できなかった。収穫できなかった。売上できなかったということは理解できると思います。しかしながら、そうは言っても、何もそういう天災的な現象がないのに、そういう結果になってしまったということに対しては、やっぱり、まあええよな。ええよというわけには僕は行かんと思うよ。やっぱり農業委員会としての立場というものは、力というかそういうものはあやふやにすること

は必ずしもええことではないと。だから、僕の担当した●●さんについても、これからずっと調査していく形をとる。やっていかなければならないところですけども、まあ、これ見ただけでは僕は正直な話、難しいとしか思えないですよ。

○村上会長 営農型太陽光については、一時転用許可の満了、期間を満了後における再許可とすることがあるんですよ。ただ、一時転用許可の期間を満了する場合、農地転用許可者権が2の手續に準じた手續により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農農状況を十分勘案して総合的に判断するものとするというふうになってます。営農がされておられると。全くしとらんとではその点に違いがあるんです。営農を何とか継続しておられるならば、勘案しなさいよというふうにあります。それまでの転用期間において、営農型発電設備の設置が原因とはいえない、そういうやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等がみられる年がある場合には、その事情及びその他の営農の状況を十分勘案して判断するものとするというふうになってます。

○光永委員 事務局とこの間の写真撮ったときにのできはね。かなりことしはいいと思うんですよ。去年は、もうこれはどうにもならんよという思いで見させてもらいましたが、ことし見に行ったときはやっぱりできとるんですよ。3年目になるとそれだけできとる。ただ、自家消費でもいいというところが一番問題だと思うんですよ。だから、収穫実績もないし、売上実績もない。いつとったか。いつ販売したかというそういうものを添付する必要がないというところが残念ながら歯がゆいところで、そういうものを添付して、極端に言えば、2月の状況報告、そういうものができるならいいんですが、そういうものがなくてもええわけじゃないですか、今は。だから、去年の実績が余り上がつたらんはずですが、ことしの実績報告を出せというときには、かなりの量がとれてると思うんですよ。ただ、それは、添付する必要がないじゃけん、残念ながら。今の場合はね。今の報告では自家消費でもオーケーということになれば、別に売る必要もないわけですから、収穫すればいいということになってるだけ。その辺のジレンマだと思うんですよ。ことしはできてます、去年よりは。営農してないかというたらしであると思うんです、ことしの状況から見れば。だから、2年ちょっとのところで営農してるかしとらんかいうたらしとるという結論は出さざるを得えんけど、その実績になるものの判断材料になる数字はないということが、これはなくてもいいわけじゃけん。作文でええわけですから、これで別にいいわけで、そこはちょっと難しいところじゃないかという判断をこの間でもしたんですよ。

○村上会長 営農型太陽光というのは、上で発電して収入を得て、下では農業して収入を得て、農業経営が成り立つようにしなさいということだろうと思うんですよ。ただ、下の野菜をつかって野菜だけで生活せえというんじゃなくして、太陽光で得た収入と下の農業して合わせた収入ということで営農型太陽光というのは認可しとるんじやろ。ということで、収穫したものをどういうふうにしてやっていくかというのはうとうてないんです。これが田植委員さんが言

われる腑に落ちるところじゃろ。ですが、大まかな内容で言うと、下で営農されておれば、またものがおかしげなものじゃない、品質が劣ってないものできておればいいんだというふうな条件なんですよ。ですから、そこら辺の判断が非常に難しいところであるんですが、皆さんの意見で県へ出してみても、県の指導を仰ぐかというふうなことじゃなかろうかと思うんですが、ここの中では議論をしっかりとしておいて煮詰めとかないけんじゃろと思うんですね。また次の更新が上がってくるような時期があらうと思うので、下でしっかり農業しとるのに何でいけんのんやということになってもいけまいし。太陽光の下で植えたので過去3年間で実際にどういうふうなしその栽培をしてきたかということで判断してもろうて、許可ができるかどうか見きわめてもええだろうと思うんですよ。

○職務代理 最終的には、全部じゃないけどクリアしとるということになる。あとはこれは農業会議に行くんでそこでの意見書をまた聞かしてもらいたいと思うか。今のうちの中で内部でもいろんな議論もあったということは言っってもらいたいと思いますが、一応質疑のほうを終了してよろしいですか。

それでは、一応、質疑を終了し、議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 一応は賛成多数でございます。

よって、議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

なお、受付番号46、48号については許可妥当と処理し、広島県農業会議常設審議委員会へ諮問することとします。

それでは、続いて、日程第5 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに、事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○職務代理 はい、ありがとうございます。

それでは、続いて、担当委員さんの調査報告を行います。

受付番号85、88、89号について、11番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。

まず、受付番号85号についているのが御報告いたします。

10月10日、農業委員2名、推進委員7名、事務局で現地の確認をしました。別図61-85をごらんください。申請地は国道54号線、●●●●より山側に入った●●集落の入り口になります。申請地の周りには申請地を含め現在耕作されていません。今回土地の有効利用をするためですが、譲受人は太陽光発電装置を設置するための申請です。申請地を含め周辺も耕作

されてなく、他の農地には影響がなく、また周辺の営農条件には支障のないことを確認いたしました。

続いて、受付番号88号について御報告いたします。

別図の61-88をごらんください。譲渡人の自宅が●●●●●であります。その隣地の申請地●●●●●に譲受人が住宅及び駐車場として利用する目的により申請するものです。今回、安芸高田市内に居住する譲渡人の妻の両親を呼び寄せ、老後を見守るために新築を計画したものです。申請地は長年耕作されてなく、他の農地に支障のないことを確認いたしました。

次に、受付番号89号について御報告いたします。

別図の61-89をごらんください。この申請は、先月の農振除外で審議いただいた案件です。譲受人は実家の近くに住居を新築するようです。申請地は山林及び市道に囲まれて耕作されてない農地であり、他の農地には何ら影響、支障のないことを確認いたしました。

いずれも詳細は別紙調査書をごらんください。

以上の報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、受付番号86、90号について、9番 村上委員さんお願いします。

○村上委員 9番 村上でございます。

受付番号86号、90号の件について、10月10日、水曜日、最適化推進委員7名と農業委員2名、事務局とで現地調査をいたしましたので御報告をいたします。

まず、受付番号86号ですが、別図61-86ページをごらんください。場所は●●集会所の東側で●●字●●●●●●●●●●、74㎡の畑ですが、畑地には見えず、雑種地状態であり、駐車場として地元の方も利用していたようで始末書をつけての申請となっております。譲渡人は実家の土地を相続され、現在は広島市に居住され自宅もなく更地状態であり、譲受人も広島市在住ではありますが、こうして管理が決まって管理してもらえればよいというふうに思います。また、他の農地には何ら影響はないかというふうに見受けました。

次に、受付番号90号でございますが、別図61-90ページをごらんください。場所は譲渡人の自宅●●●●●番地の西側隣接地で親子間で使用貸借権を設定し、●●●●●番地を墓地、●●●●●番地を駐車場に転用しようとして申請された案件ですが、譲受人も若くして奥様を亡くされ、近くに置いてお墓の守りをしてやりたいと思われ、家の近くに決められたようであります。周囲は申請人の自宅や畑などあり、近隣農地への影響はないかというふうに思われます。

なお、●●●●●番地については、既に駐車場とされておりましたので、始末書を添付しての申請となっております。

なお、詳細については、調査書のとおりであります。

以上で調査報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、受付番号87号でございますが、本日、3番 津田委員さんが御欠席でございますので、かわりまして私のほうから説明させていただきます。

去る10月12日に津田委員さん、推進委員3名ということで見ていただきましたが、私当日つかえましたので、11日の午前中に事務局と一緒に現地を見て確認をいたしております。現地は農振除外でも話しましたとおり、●●の●●●●に上がるところのかなり急な斜面のところでございますが、ここへ図面がございますが、申請地の1番と2番でございますが、この左側に道がずっと続いております。この道もかなり急傾斜の道でございます。そして、申請地の右側、上の農地との間は雑木と竹が生えておる斜面になっておりまして、この申請地は左側に小さい川があるんですよ。川に沿って段々にずっと何枚かは田んぼが昔あった。現状では全く手つかずの状態。本人さんもこっちに住んでおられませんので、今回の太陽光をつけて、他の地域に与える影響は全くない。水路もこの田んぼよりも低い位置にございまして、全く影響しないと。右のほうの田んぼは全部急斜面の上の段になりますので、これも全く関係ないということで、今回の申請はやむを得ないというふうに思いますし、現状は草が生えたことになっていて、今までよりきれいになって地域としたらええんじゃないのかなというふうに思います。

以上で報告を終わります。

受付番号91号について、7番 富田委員さんお願いします。

7番 富田です。受付番号91号について報告します。

○富田委員 10月10日、農業委員2名、推進委員3名と事務局とで現地調査しに行きました。場所は、八千代町●●で国道54号から●へ300メートルぐらいのところ。別図61-91をごらんください。田3筆、594㎡と畑2筆、30㎡で、譲渡人の●●さんは佐伯区●●●●に在住で、耕作は何年もされてないようで、雑草に覆われていました。譲受人は申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置されます。図の●●●●の雑種地や●●●●●●の宅地も設備の設置に含まれているようです。申請地は山林や宅地に接しており、周辺の農地に支障が生じるとも思われません。本申請に至ったことはやむを得ないと思えます。

詳細は調査書をごらんください。

以上で報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、受付番号92号について、12番 秋國委員さんお願いします。

○秋國委員 12番 秋國です。

受付番号92号について、去る10月11日に事務局と農業委員2名、推進委員1名で現地を確認をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

まず、地図番号61-92をごらんください。申請地は来女木から●●に抜ける広域農道が走ってるんですが、その走る道の途中に橋がかかっておりまして、その橋美土里高宮羽佐竹か

ら●●へ向けて約300メートルぐらいのところにこの申請地がございます。申請地の●●●●●●●●●●は、地目は田んぼでございます。現在、休耕されておって何もつくっておられません。

それから、●●●●●●●●●●は母屋と納屋が建っております。申請人の奥さんの●●●●●●●●●●さん、この方は譲渡人のお孫さんに当たります。譲渡人の●●●●●●●●●●さんの名義の土地を譲り受けて、2人で吉田町から帰ってこられて、住宅を新築されて、両親が母屋のほうにおられるんですけど、近くの、いわゆるスープが冷めないような間のことということで帰ってこられるということで、良いことではないかと思っております。

それから、上のほうへ水と書いてある。あれが生田川でございます。

それから、●●●●●●●●●●というところが農道で、前の●●●●●●●●●●は●●●●●●●●●●さんの田んぼでございます。周囲の農地への影響は全くないと思っております。

以上で報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

以上で調査報告を終わります。

ここで質疑、意見に入ります。

質疑、意見はございませんか。

質疑、意見がないようであります。質疑を終了し、採決に入ります。

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請どおり賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。

全員の賛成でございます。

よって、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

なお、受付番号86、92号は許可妥当と処理し、広島県農業会議常設審議委員会へ諮問することとします。

続いて、日程第6 議案第62号

トイレ休憩せんでもよろしいか。

○委員 しましょう。

○職務代理 それでは、あそこの時計で40分のところぐらいまで、10分もあれば何とかみんな。ちょっと休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

○職務代理 それでは、おそろいでございますので、再開させていただきます。

日程第6 議案第62号 非農地証明申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より提案の要点説明をいたします。事務局

(事務局朗読説明)

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、担当委員の調査報告を行います。

受付番号44号について、9番 村上委員さん。

○村上委員 9番 村上でございます。

受付番号44号について、10月10日に最適化推進委員7名と農業委員2名、事務局とで現地調査をいたしましたので報告いたします。

場所は●●で、別図62-44ページをごらんください。申請人の自宅は父の代で終わり、その後、後継者もいなく更地にされ、その周囲の耕作が困難な、かなり荒地が放置され、山林化や原野化し、手のつけようがなくなっております。●●●●●番地は、●●集会所の隣で、申請人の自宅の南側でございます。雑種地状態で、田への復元はとともできる状態ではありませんでした。●●●●●、●●●、●●●番地は、申請人の自宅の裏隣になりますが、地目は畑や田であります。山林化しており、何十年も耕作された後は見られず、雑木が繁茂した状態でありました。●●●●●番地、これは申請人の自宅の東隣ですが、これも山林化しており、大きな雑木が繁茂した状態でありました。申請人の東隣とはいえ、山林の裾野で水の面も悪く、何十年と休耕しているうちにこうなったのかと思われます。次の●●●番地でございますが、セイタカアワダチソウやカヤが繁茂して原野化した中、43㎡で境界の場所もはっきりしないような状況の中の申請地でありました。これも農地に復元できる状況ではありませんでした。●●●●●番地は、田の跡形もなく、宅地化と申しましようか庭石のようなものが散乱し、大木は繁茂しており、とても田には復元できる状態ではなく、こうなった経緯も不明で、ましてや不在地主であり、自宅跡地も更地になり、帰宅して管理することもできない状況であり、他の農地に影響もないことから、仕方のないことかというふうに判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、受付番号45号について、2番 田中委員さんお願いします。

○田中委員 5番 田中でございます。

10月11日に地区の推進委員、それから農業委員、事務局で現地の調査を伺いました。

まず、位置でございますが、62-45をごらんいただきますと、少し位置がわかりにくいと思います。上側の地図の左側のほうが中国自動車道が通っておりますが、高宮町●●の4差路がございますが、そこから約1.2キロぐらい山の中に入ったところということでございますが、申請人、●●氏が4筆ほど申請をされてまして、合計2,989㎡ということになって

おりますが、かい廃は平成3年ということに記載をされておりますが、このちょうど4筆につきましては、●●●●●●●●●●のコース内に位置をしております、俗に言う山中ということで、一部には大きな木が生えておまして、原野化も一部しておるといような状況でございました。とても農地に復元できるというようなものではございません。もう既に畦畔として、のり面として活用されておるところもございましたので、現況では農地の復元は極めて難しいということからやむを得ないというように判断をして帰ってまいりました。

以上で報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

続いて、受付番号46号について、10番の光永さんお願いいたします。

○光永委員 10番 光永です。受付番号46号について御報告します。

10月15日、午前10時半より農業委員2名、推進委員2名、事務局長1名、合計5名で現地を確認いたしました。最後のページ62-46をごらんください。場所は県道4甲田作木線を入った場所になります。1と2と書いてありますが、その奥に申請人の●●●●さんというお家があります。かい廃が昭和62年ごろということですが、もう少し後までお父さんが牛を飼われていた時代が、ここを牧草地として使われてたということです。実際に、整備をしなくなったのは約20年ぐらい前ということなので、それまでは何とか草を刈ったりはしてたんですが、お父さんの時代で牛もやめられて、それから以降、20年ぐらいは一切手をつけてないということですが、一部原野化してるようなところもありますが、カヤが繁茂して仕方ないだろうなというふうに見て帰りました。ここにイノシシ、シカがたくさん出るところなので、嚴重にガードがしてありまして、家の自宅前はちゃんと水稻等を耕作されてるので、この山林との境というところにしっかり柵がしてあるので、なかなか入りにくいということで、管理が行き届かないということで、今回の申請になったということです。

以上で報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。

質疑、意見がありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。申請どおり受理することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第62号 非農地証明申請については、受理することに決しました。

ここで、議長交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時50分 休憩

午後3時50分 再開

○村上会長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第7 議案第63号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で、事務局の要点説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第63号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、
妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。

全員賛成であります。

よって、議案第63号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定すること
とし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

次に、日程第8 議案第64号 農用地利用配分計画原案の諮問についてを議題といたしま
す。

初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございます。

以上で説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第64号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は挙
手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。

全員で賛成であります。

よって、議案第64号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定する
ことに異議のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成30年第10回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。

ただいま長時間にわたりましての慎重な審議、大変ありがとうございます。

特に、営農型については、御意見をたくさんいただきましてありがとうございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時55分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

7番委員

8番委員